

電子契約のご案内 (事業者の皆様へ)

令和4年11月更新 橫須賀市財務部契約課

GMO GlobalSign Holdings K.K.



1 電子契約について

電子契約について

(1) 電子契約とは

電子契約とは、書面への押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙+押印」の物理的な契約書の作成をもって契約の成立・ 担保をするのではなく、クラウド型電子契約サービス上で電子技術を用いて、改ざんが不可能、あるいは検知できる形での 電子署名(本人確認証明)を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的に有効な契約書として成立させるものです。

受注者は、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能で、費用負担もありません。



電子契約について

(2)電子契約のメリット

次のように、受注者、発注者双方にとって多くのメリットがあります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策
- (2) 契約事務にかかる作業が不要(印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要)
- (3) 契約締結までの時間短縮(郵送や訪問に係る時間が不要)
- (4) コスト削減(印紙代、紙代、コピー代、郵送代、封筒代が不要)

【紙の契約と電子契約の違い】

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ(PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付•持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり



2 契約締結の流れ

(1) 署名依頼メールが届きます

メール件名「横須賀市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」



受注者のメールアドレス宛に契約書の確認依頼のメールが届きます。 メールが届きましたら、URLより電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認し た上で速やかに署名をしてください。 契約締結の流れ

契約締結日について

物件供給契約書 契約第000号 品質、形状 寸法 物件名 单位 数量 単 価 ÷ 11 摘 要 000 000 0 000 0 000 000 000 000 納入場所 機須賀市000 億 Ŧ 契約金額 ò ¥ 0 0 0 納入期限 合和 〇年 〇月 〇日 契約保証金 免除 その他の事項 上記の物件について、注文者と供給者は、おのおの対等な立場における合意に基づい て、別能の約款の条項によって供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する こととします。 この契約の締結を証するため、本書を電磁的記録により作成し、当事者双方が電子署 名を行った上で、各自電磁的記録により保有することとします。本契約においては、電 子署名を行った電磁的記録を原本とし、これを印刷した文書はその写しとします。 合和 〇年 〇月 〇日 横須賀市小川町11番地 横須賀市 注文者 横须賀市長 上 地 克 明 住所 機須賀市00000 供給者 株式会社00000 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

※ 契約締結日について

契約締結日については、市が入力します。そのた め契約書の署名依頼時、契約締結日は空欄になっています。

契約締結日は空欄になっていますが、 市が署名時に入力します。※



(2) 文書を確認します



操作手順 文書内容を確認します 文書内容に問題がなければ、画 面左下の「完了する」を押して ください。 ※本市の電子契約では、印影の ない署名(不可視署名)を採用

※「完了する」を押した後は、 市からの完了メールが届くまで、 原則内容の確認ができません。 必要に応じて事前にデータのダ ウンロードを行ってください。

しています。



【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、 問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です



(3) 署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、 電子署名完了のお知らせがメールで届きます。

メール件名「電子署名完了のお知らせ」 メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

<u>メールに記載の「文書の確認」からログインして文書詳細のプレビューで</u> <u>署名文書が確認できます。</u>

契約締結の流れ

署名完了後の文書の状態

		物	件	供	給	契	約	書					
	契約第○○○号							契約	不可視署名について				
物件名 000	品質 寸社 〇〇〇	(、形状) () ()	単位	数	*	*	備		<u></u> ∉	8	摘	要	〇印影はありませんが、「電子署名情 イムスタンプ情報」が付与されていま
													〇印影のある署名(可視署名)と同様
	+		-	╞	-					_			でき、電子又書の証拠や安全性も確保 ○電子契約が締結されているかどうか
000						0	000		C	000			Acrobat Readerの 署名パネル からご けます。
納入場所	横須賀	1000											
契約金額	億	f		ñ	+		¥	f O		百〇	+0		
納入期限				令和	0	年(〇月	ОП					
契約保証金				免除	AL.								
その他の事項													
上記の物件に て、別添の約載 こととします。 この契約の締 名を行った上て 子署名を行った	ついて、	、 注文	たと供給 て供給 た の、本利 記録に、 原本と	治契約 書 を り く 、	 た 結 1 1 2 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 8 7 8	5のお ちし、 1記録 う記録 う記録	の信義に にとした シーズ	な立 徒 っ 1 作成 し ま は そ	骨にお実 に該実 その写	ける合 に 事 者 訳 し と し	意 を 履 行 が 背 に き 履 行 が 背 に き	5づい 7する 8子署 た、電	
令和 〇年	〇月	01	в										
注 文 者		お お お	₫須賀市 黄須賀 黄須賀	市長	F(11	番地上	地	克	明]-		印影はありません(不可視署名)
供給者	住房	「 時 日 日 日	機須賀市 株式会社 大去取り	100 100	000	000	00				\mathcal{V}		

GMO GlobalSign Holdings K.K.

3 電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】署名パネルボタンを押すと表示されます。



電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

○GMOサインの「文書管理」内の [プレビュー] 表示時に署名者の情報が確認できます ○ご利用には無料のアカウント登録が必要です。

管理番号	
Signing Time	
署名者情報	業務委訂
に承認しました	株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社 約を締結する。
署名者情報	第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委請
に承認しま した	第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の る。
署名者の氏名やメールアドレス、 作業日時が記録されています	1. 甲の運営する店舗「 」の管理 2. 機器の点検メンテナンス
	3.「」に係る販売促進業務
	第3条 甲は乙に対し、委託料として月額
	第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用





以下のオペレーティングシステム、ウェブブラウザのご利用をおすすめします

Windows Android • Windows 10 以上 • Android 8.0 以上 • Chrome 最新版 • Chrome 最新版 • Internet Explorer 最新版 ※Galaxyブラウザは対応外となります。 • Firefox 最新版 • Edge (※Chromium版) 最新版 iPhone / iPad Macintosh • MacOS 10.15 以上 • iOS 11 以上 (iPhone8以降の端末) • Safari 最新版 • iPadOS 14 以上 • Chrome 最新版 • Safari 最新版

• Chrome 最新版

システムのセキュリティ



ファイル暗号化

GMOサインでは1つ1つの契約データごとに暗号化して保管しています。



通信の暗号化

通信を暗号化することで、盗み見や改ざんを防止して います。



Hardware Security Moduleによる署名鍵保管

電子契約に利用するお客さまの署名鍵は、Hardware Security Moduleの堅牢な環境で生成・保管しており、 不正利用を防いでいます。



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者によるセキュリティ診断 を行っています。



WAF (Web Application Firewall) 不正な攻撃からもシステムを保護しています。



データバックアップ 全ての契約データを日次でバックアップを取って



ISMS27001

います。

2006年11月にISMS(情報セキュリティマネジメント システム)の国際規格「ISO/IEC27001:2013」並びに 「JIS Q 27001:2014」を取得しています。 印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。」と規定**しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/16 2/touh/t162009.htm

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokai to/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文 請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信し たとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同 様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙 税の課税原因は発生しない」

電子帳簿保存法

国税関係書類の電磁的記録の保存については、同10条の要件に従う必要があります。 結論、GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。

	電子帳簿保存法第10条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	認定タイムスタンプの押印 忍できるようにすること(規則8条1項1号)又は 正当 な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の 運用・備付(同2号)	日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報 確認
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則8条1項) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっ ても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存され ているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」(規則8条1項)	法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則3条1項4号) 2) システム概要書類の備付(規則3条1項3号イ) 3) <u>検索機能</u> (規則3条1項5号)	 1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能

参考

(国税庁) 電子帳簿保存法について https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/

5 困ったときは

お問い合わせ

お気軽にお問い合わせください



